

解説

金融機関が決算書で特に注目する3つのポイント【第2回】

ポイント 財務は健全か？

◆ キーワードは「債務超過」

債務超過とは、会社の資産（現預金や売掛金、土地建物など）よりも負債（買掛金や借入金）が多い事を指します。

債務超過となると理論上、会社の全資産を使っても負債を返済できないため金融機関にとっては非常に好ましくない状態であるといえます。

債務超過の主な原因が赤字体質に拠るものである場合、必然的に利益からの返済も望めません。

◆ 債務超過かどうかを調べるのはココ！

「貸借対照表」の「純資産の部」に注目します

貸借対照表	
資産の部 ・現預金 ・売掛金 ・土地建物 ・機械備品 etc	負債の部 ・買掛金 ・未払金 ・預り金 ・借入金
	純資産の部

債務超過とは？

☐純資産がマイナス

(純資産 = 資産 - 負債)

注目！



◆ 返済可能財源はあるのか？

CASE1 純資産がプラス

貸借対照表	
資産の部 3000万円	負債の部 2500万円
	純資産の部 3000万円 - 2500万円 = 500万円

負債よりも資産が多い



理論上、負債の全額弁済が可能

CASE 2 純資産がマイナス →債務超過となる

貸借対照表	
資産の部 3000万円 内、土地 1000万円(購入時) 1300万円(時価)	負債の部 3200万円 内、役員借入金 500万円
純資産の部 3000万円-3200万円 =マイナス200万円	

資産よりも負債が多い



理論上、資産をすべて現金化しても
負債の全額弁済ができない

ただし、決算書上、純資産がマイナスであったとしても、以下の例のように実態を把握することで債務超過と判断しない場合があります。

例 1) 中小企業かつオーナー企業の場合、役員借入金を負債に含めず判断します。

上記 CASE 2 の場合、「資産 (3,000 万円) > 負債 (2,700 万円)」となり債務超過とみなされません。

例 2) 土地や有価証券などが購入時より値上がりした場合、その含み益を資産に含めて (時価) 判断するパターンがあります。

上記の CASE 2 の場合、土地の含み益が 300 万円あるとするならば、「資産 (3,300 万円) > 負債 (3,200 万円)」となり債務超過とみなされません。

◆ 債務超過となった場合の主な対策は次の 3 点です

① 利益を出す

利益を出すことで、いわゆる「内部留保」が溜まり、純資産は増加していきます。

② 事業計画策定

早期の黒字化が厳しい場合であっても、事業計画及び予算を作成し、過去の業績との対比や市場分析などの根拠を基に金融機関に説明することで、理解を得られる場合があります。

③ 時価評価貸借対照表の作成 (弊所でも作成が可能です)

不動産や積立型の生命保険などに含み益がある場合は、資産を時価で再評価した貸借対照表を提示することも効果的です。